

# つなぐ



袋井特別支援学校  
支援連携課便り⑥  
令和6年1月15日

生活の中で通所支援や福祉サービスを利用するときには、障害児支援利用計画・サービス等利用計画という書類が必要です。これらの書類は「計画相談支援」というサービスを利用し作成することができます。**\* 障害児通所支援・利用は障害児 障害福祉サービス・利用は障害児・障害者・難病患者**  
＜サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは？＞

サービス等利用計画・障害児支援利用計画は、福祉サービスを利用する際の支援の基本となる事項をまとめたものです。計画には本人が解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。利用するサービスについては、福祉だけではなく保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載します。

## ケアマネジメント

本人の課題 適切なサービス

くらしの希望



＜サービスを利用するために必要な計画の種類＞

障害児通所支援を利用する場合⇒『障害児支援利用計画』

障害福祉サービス、障害児通所支援の両方を利用する場合⇒『サービス等利用計画』  
『障害児支援利用計画』

**\* 障害福祉サービスには、居宅介護や行動援護、短期入所、就労継続支援、自立訓練などがあります。**

＜計画は、誰が、どのように作るの？＞

- 市町の指定を受けた相談支援事業所に在籍する「**相談支援専門員**」が作成します。
- 相談支援専門員が居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービス利用の意向等を聞き、必要な障害福祉サービス等の種類や内容を記載した計画を作成します。

**\* 本校の児童生徒が計画相談を依頼する主な事業所について、以下のホームページで詳しく知ることができます。**

磐田市・袋井市→[中東遠圏域自立支援協議会 HP 事業所情報](#) ←クリックで出てきます。

掛川市・菊川市・森町→各市町のHP内 [東遠地域障がい児者福祉施設ガイドブック](#) ←クリックで出てきます。

＜計画作成の費用は？ 計画は一度きり？＞

- 計画作成に**費用はかかりません**。（相談支援事業所には市町から報酬が支払われます。）
- 相談支援専門員が**定期的**に様子を聞き、**計画の見直し**をします。（モニタリング）

＜サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成する利点は？＞

- 相談支援事業者から**適切なサービスの組み合わせの提案**を受けることができます。
- 本人のニーズに基づく計画を作成することで、**本人中心の支援**を受けることができます。
- 一つの計画をもとに**関係者が情報を共有**し、**一体的な支援**を受けることができます。



本人中心 切れ目のない支援

本校には、学校では「個別の教育支援計画」、日々の暮らしでは「計画相談支援」を受け、充実した生活を実現している児童生徒が多います。教育と福祉の効果的な連携により質の高い教育と福祉的支援が可能となります。

次回：障害児通所支援より 放課後等デイサービスの詳細